計画の推進に向けて

第７章　計画の推進に向けて

今後、本計画に位置付けた内容を、市民や事業者等、行政などの各主体がどのようにして取り組んでいくのか、について、その手順や進め方と、それらを推進するために必要な仕組み等について記載します。

１．協働・共創のまちづくりの推進

本市では、平成 26（2014）年 3 月に「藤井寺市『協働のまちづくり』基本指針」を策定し、令和 4（2022）年 3 月に改定しました。この指針は、藤井寺市が目指す未来のまちの姿の実現に向けて、市民や行政、地区自治会、市民活動団体、事業者、学校園、その他公益的な活動を行う団体など多様な主体による協働のまちづくりを推進するための基本方針として位置付けられるものです。

また、第六次藤井寺市総合計画では基本計画において、様々な主体が協力し合い、地域課題の解決や新たな魅力を共に創りあげるまちをつくる「協働・共創の推進」を位置付けています。

まず、本計画を推進する基本として、各主体が都市づくり、まちづくりに関する知識や情報に加え、本計画に位置付けられた将来像や方針を共有することが第一歩として重要となります。

その上で、行政が責任を持って事業等を遂行していくことに加え、市民一人ひとりが自らの地域に関心を持ってできることに取り組んでいくこと、さらには行政と市民とが対話を重ねながら双方で取り組んでいくことが重要です。これらを上手く組み合わせ機能させて積み上げていくことが、協働・共創のまちづくりです。

本計画の推進に向けて、「協働・共創のまちづくり」の考え方を基本として、本計画に位置付けた内容の実現、計画の推進に取り組んでいきます。

2．各主体の役割

本計画の推進にあたり、市民、事業者、市それぞれが都市づくり、まちづくりの主体であることを認識し、役割分担のもと連携することで、それぞれの力を最大限発揮でき、効果的に都市づくり、まちづくりを推進していくことを目指します。

（1）市民の役割

・まちづくりの主体としての意識を持ち、良好なまちづくりの実現に努めます。
・自分たちが暮らす身近な地域において市民が主体となって取り組まれている地域活動や、学校等を拠点に取り組まれている活動、テーマ別に取り組まれている公益的な活動などに積極的に参画し、市民相互の協働のもと取り組みます。
・都市計画や都市づくり、まちづくりに関する情報を得ながら、様々な機会を通じて市政に参画します。
・市・府や市民団体等による都市づくり、まちづくりの取組に積極的に協力します。

（2）事業者の役割

・事業活動を通じて本市や地域の活性化、魅力の向上などに協力するとともに、事業活動にあたっては、周辺の環境やまちづくりへの影響に配慮します。
・商店街や商店会なども、販売活動や情報発信等を通じて地域の活性化や魅力ある商店街づくりに協力します。
・地域社会の一員として、市民等との協働のもと地域のまちづくり活動などにも取り組みます。
・市・府や市民団体等による都市づくり、まちづくりの取組に積極的に協力します。

（3）市の役割

・本市の都市づくり、まちづくりの方向性を示し、将来の都市づくり、まちづくりに向けて積極的な役割を担います。
・都市計画や都市づくり、まちづくりに関する学習・調査・研究を率先して実施しながら、市職員等の意識の向上に努めます。
・都市計画や関連する施策・事業を総合的に活用・推進します。
・都市計画や都市づくり、まちづくりに関する情報提供や発信などを行いながら、市民、事業者等の意識の向上に努めます。
・近隣自治体、府、国など関連行政機関に対して本市の考え方を伝え、各種施策・事業の実現に向けた協調・連携の働きかけや、支援の要請、協力体制の構築を行います。
・市民、事業者等による多様なまちづくり活動等を支援します。

3．計画の推進に向けた取組

各主体が役割分担のもと本計画を推進するにあたって、その推進力を高めるために、下記の取組を行います。

（1）都市計画マスタープランの実現に向けた協働・共創を促す「場」の提供

事業や施策の実施にあたっては、必要に応じ、市民と行政とが地域のまちづくりについて意見交換を行う「場」の提供に努めます。

（2）都市づくりやまちづくりに関する普及・啓発と人材育成

都市づくり、まちづくりの推進に向けて、関連する情報や計画等を市民や事業者等にわかりやすく伝える取組を実施し、常に市民、事業者が都市づくり、まちづくりに関心を持てるよう、まちづくり意識の普及・啓発や人材育成に取り組みます。

（3）推進体制の確立

都市計画マスタープランに基づく都市づくり、まちづくりを効率的・効果的に推進していくためには、市において都市計画、土木、建築、環境、地域コミュニティなど、様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められることから、関係分野を所管する部局間の情報共有や調整の場を設置するなどの推進体制を確立します。

また、骨格的な道路整備などの広域的な影響が想定される事業の実施にあたっては、市民、事業者、市の連携だけでなく、近隣自治体、府、国及び関係機関等も含めた推進体制を確立します。

（4）財政基盤の確立

各種の事業などの実施にあたっては、財源の確保に努め、各種補助制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効果的な配分などにより、それらを支える財政基盤の確立を図ります。

（5）民間活力の積極的な導入

効率的な財政基盤を確立する観点から、公的施設の整備・更新、維持・管理に際しては、民間企業のノウハウや資本などを活用するなど、積極的な民間活力の導入を図ります。

（6）個別計画の見直し・策定

都市計画マスタープランによる都市づくり、まちづくりを推進するため、都市計画道路や地区計画などの個別計画について、今後も引き続き見直しや導入を進めるとともに、必要に応じて新たな計画を策定します。

（7）専門機関等の活用

都市づくり、まちづくりに関わる専門機関として、都市計画審議会を設置し、総合的かつ専門的な観点から助言等を受けながら各種施策に取り組みます。

また、地域との協働の場面など、必要に応じて、専門家等の意見や助言も有効に活用しながら、都市づくり、まちづくりを推進します。

（8）各地域における協働・共創のまちづくり活動の支援

本市の地区自治会やまちづくり協議会等で培われてきたまちづくりのノウハウを共有しながら、地域での構想・ルールづくりなど、各地域における協働・共創のまちづくり活動を支援します。

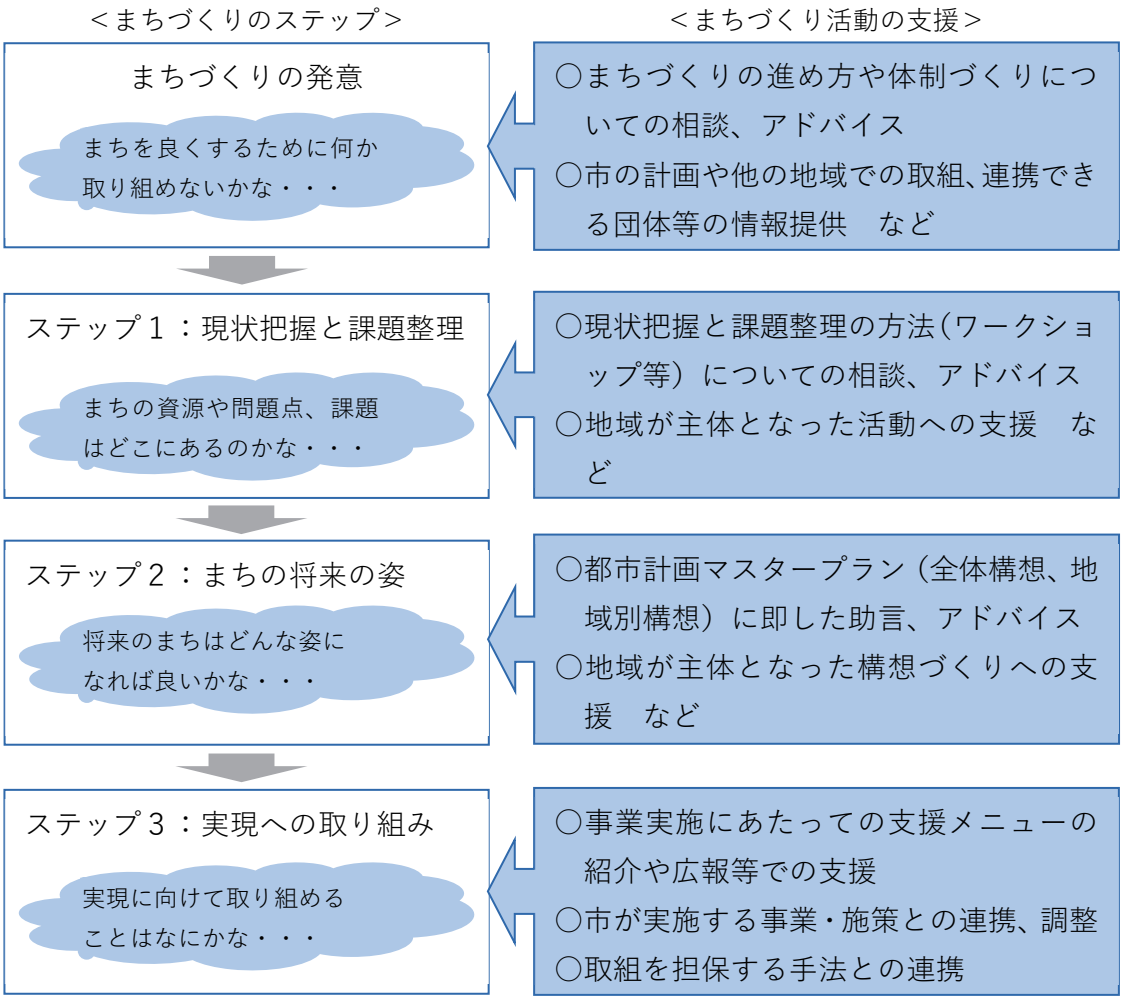

図　まちづくり活動の支援のイメージ

4．計画の評価と見直し

本計画はおおむね 20 年先のまちの姿を見据えながら、8 年後を目標年次として都市づくり、まちづくりの施策・事業等を計画（Plan）したものです。

計画に基づき実施（Do）し、総合計画における進捗管理との連動のもと、その進捗状況や実施結果を確認、検証（Check）した上で、次の計画にその成果を反映し改善の取組へとつなげる（Action）「PDCA サイクル」の考え方に沿って、市民や事業者等の意見等も反映しながら、本計画の進捗管理を行うものとします。

その上で、上位計画の改定や、本市を取り巻く状況の変化などを踏まえ、目標の中間年次などで必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

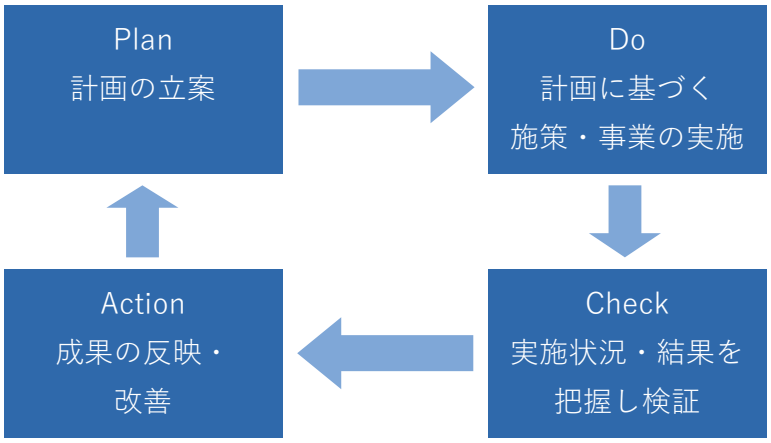

図　計画の評価と見直しのPDCAサイクル